

玉川村結婚新生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、村内における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部について、玉川村補助金等の交付等に関する規則（昭和56年玉川村規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、村内に受理された法律上の婚姻関係
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに村内に物件を購入又は賃貸する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。
- (3) 引っ越し費用 婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業事業、若しくは貨物利用運送事業の許可を得た、又は届出を行った事業者の支払いその他の引っ越しに係る実費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 新婚世帯であること。
- (2) 第8条の規定により補助金の申請をする日(以下「申請日」という。)において、婚姻の日から2年を経過していないこと。
- (3) 夫婦の前年(1月から5月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(夫婦の双方又は一方が婚姻を機に離職し、申請日において無職である場合にあっては、当該者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額0円として算定した額とし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合にあっては、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。)が400万円未満であること。
- (4) 次条に規定する補助対象物件に、補助を受けようとする年度の翌年度から2年以上継続して本村に居住する意思を有すること。
- (5) 婚姻の日において、夫婦の双方が39歳以下であること。
- (6) 夫婦のいずれにも村税の滞納がないこと。

- (7) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 第5条に規定する補助対象経費について、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる物件(以下「補助対象物件」という。)は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 補助対象者が居住するものであること。
- (2) 村内に存するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

- (1) 住居費(勤務する事業所から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した額)
- (2) 引っ越し費用(引っ越し業者又は運送業者への支払いその他引越しのに係る費用をいう。以下同じ。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、300,000円を限度とする。

- 2 補助金の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一の住宅、同一の者につき、いずれも1回に限るものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、玉川村結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書その他婚姻を証する書類
- (2) 所得証明書
- (3) 見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類
- (4) 離職票の写し(夫婦の双方又は一方が婚姻を機に離職し、申請日において無職である場合に限る。)
- (5) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (6) 物件の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
- (7) 物件の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- (8) 住宅手当の支給を証する書類(勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。)

る。)

(9) 引っ越しに係る領収書の写し(引っ越し費用の場合に限る。)

(10) 世帯全員の住民票

(11) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)を行い、玉川村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 村長は、交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、交付決定の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をしようとするときは、速やかに玉川村結婚新生活支援事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、玉川村結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(中止等の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに玉川村結婚新生活支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(状況報告及び実地調査)

第13条 村長は、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、補助事業者に報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、14日以内に玉川村結婚新生活支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書及び領収書の写し(補助対象住宅を購入した場合に限る。)

(2) 賃貸借契約書及び領収書の写し(補助対象住宅を賃借した場合に限る。)

(3) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用について補助金交付を申請する場合に限る。)

(4) その他村長が必要と認める書類

(額の確定)

第 15 条 村長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、玉川村結婚新生活支援事業補助金額確定通知
書(様式第 7 号)により当該補助事業者に通知する。

(請求等)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付を受けようとする
ときは、玉川村結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第 8 号)を村長に提出しなければ
ならない。

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 17 条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定
の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に
関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるもの
とする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。